

議員提出第二号議案

景観や環境と調和した再生可能エネルギーの推進を求める意見書

平成二十四年七月一日から再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されたことに伴い、民間企業による大規模な太陽光発電設備の設置に向けた動きが加速しているが、一方で、景観や自然環境の悪化を危惧する立地地域住民による建設反対運動が起こるなど、社会問題となるケースが全国的に見受けられる。

こうした景観や自然環境の保全に対する責任を負う市町村の中には、景観計画や条例等で世界遺産登録地など歴史的、社会的価値を有する景観や自然環境の保全に取り組み始めた自治体もあるが、現状では、複数の自治体にまたがる地域も多く統一的なルールの確立に向けた相互調整にはおのずと限界があること、現行法上は自然公園法に規定する自然公園や景観保全等に関する条例で指定された景観保全地区であっても、一定の高さや面積を超えるものしか国や自治体が関与できないこと、また地元自治体への届出義務もないことなどから、その対応に苦慮している実態がある。

再生可能エネルギー推進の重要性については論ずるまでもないが、守るべき景観や自然環境を保有する地方自治体が、その設備建設に計画段階から関与できる法整備の必要性も高まっている。

よって、国会及び政府におかれては、次の事項について早急に措置するよう強く要望する。

一 一定規模以上の再生可能エネルギー発電設備を設置する事業者に対し、所在自治体への事前届け出を義務付けること。

二 事業認定申請にあたっては、所在自治体の同意を条件とすること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十六年三月二十七日

大分県議会議長 近藤和義

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
経済産業大臣	茂木敏充殿
国土交通大臣	太田昭宏殿
環境大臣	石原伸晃殿
資源エネルギー庁長官	上田隆之殿